

ファーストペンギン応援事業 ～あなたのやる気を応援します～ 実施要項

1. 趣旨・目的

地域の様々な福祉課題に対して、多くの団体が解決に向けて取り組んでいるが、中には活動資金や人材の不足などで助言等もないまま活動の継続に苦慮している団体もある。

これまでも共同募金は先駆的な事業に対する助成に長年取り組んできたが、そのような事業を実施する団体からの申請の実績はない。

そこで、中間支援組織や市町社会福祉協議会等と連携し、地域に根差した先駆的な活動を見つけ出し、支援していくことで、安定して事業が実施できる団体を育成するために本事業を実施する。

2. 助成対象団体

ボランティア活動など先駆的な社会福祉事業・更生保護事業を実施している団体（法人格の有無は問わない）と、その団体を支援する中間支援組織（市町社会福祉協議会を含む）。

ただし、他からの財源で活動の経費が賄えている団体は対象外とする。

3. 助成金額（上限）

実施団体と中間支援組織や市町社会福祉協議会等の合計で 20 万円までとし、中間支援組織等の上限額は実施団体助成額の同額以下とする。

4. 募集期間： 令和 6 年 7 月 1 日～随時受付（予算枠がなくなり次第終了）

5. 連絡会の設置

中間支援組織や市町社会福祉協議会等の関係機関との情報共有を図り、実施団体を支援していくために連絡会（仮称）を置く。

6. 助成に係る申請等の詳細は別紙／運営要領のとおり

7. 申請・お問い合わせ 社会福祉法人長崎県共同募金会

〒852-8104 長崎市茂里町 3-24 TEL：095-846-8682

E-mail：kyobo@akaihane-nagasaki.or.jp

ファーストペンギン応援事業 ～あなたのやる気を応援します～ 運営要領

（申請）

1. 実施団体は、助成申請書（様式 1-①）及び実施計画書（様式 2-①）を作成し、中間支援組織や市町社会福祉協議会などをつうじて、長崎県共同募金会へ申請する。

中間支援組織等は、助成申請書（様式 1-②）及び支援計画書（様式 2-②）を作成し、実施団体からの申請と合わせて長崎県共同募金会へ提出する。

（対象経費）

2. 助成金で支出できる経費は以下の費用とする。
 - ・旅費交通費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、その他の経費
 - ・人件費、飲食費等の会議費は対象外とする。

（決定）

3. 長崎県共同募金会は、申請書を受理後、すみやかに助成の可否を決定し、当該団体へ通知する。

（請求）

4. 助成が決定した団体及び中間支援組織等は、事業の実施にあたり交付請求書（様式 3-①、様式 3-②）を作成し、長崎県共同募金会へ申請した助成金の請求を行う。

（報告）

5. 助成を受けた団体は、各年度の事業終了後すみやかに実施報告書（様式 4-①）を作成し、長崎県共同募金会へ提出する。中間支援組織等は、実施団体に対する支援内容について中間支援組織等用の実施報告書（様式 4-②）で共同募金会へ提出する。